

子育て世帯、U-25、女性への支援を拡充しました！

いわて若者 移住支援金

東京圏から岩手県に移住する若者（39歳以下）が対象です

基礎額

世帯

25万円



単身

15万円



＼令和5年度から加算が始まりました！／

申請者本人が・・・



U-25なら
(18歳～25歳)

プラス
5万円



女性なら

プラス
5万円

※併給が可能です（18歳～25歳の女性なら+10万円）

申請世帯に子ども(18歳未満)がいたら・・・



1人につき

プラス
25万円

以下の①～③の要件をすべて満たす方が対象です（詳細は裏面をご確認ください）

①東京圏在住者



②岩手で就業・テレワーク等
移住後の条件を満たす方



③転入時39歳以下



▼令和4年度中に移住した方

(2023年3月31日以前に岩手に転入)

基礎額の支給が可能です（加算はありません）
転入してから1年以内に申請してください。

▼新卒者の方（東京圏の高等教育機関を卒業された方）

東京圏の在住期間が5年未満でも、岩手県内の移住支援金対象法人にU・Iターン就職した方には、新卒者向けのいわて若者移住支援金を支給します。

お問合せや申請はこちら

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
移住定住推進担当
(岩手県盛岡市内丸10-1)
電話：019-629-5587
mail：AE0005@pref.iwate.jp



いわて若者移住支援金について
(岩手県公式サイト)

移住支援金対象求人を掲載
マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」



要件に該当するか、まずはセルフチェック!



＼check!／

移住前の
状況

①東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
条件不利地域以外）に在住



移住前の
10年間

①の期間が、移住する直前の
10年間のうち通算5年以上

5年に満たない場合でも、新卒者の
場合は、新卒者向け支援の要件を満
たす可能性があります。

移住前の
直近1年間

①の期間が、移住する直前に
連続して1年以上



移住時

転入時に39歳以下

2022年4月以降に移住された方が
対象となります。

4つすべてを✓した場合

移住前の要件を満たしています。

以下の「移住後の要件」のいずれかを満たすと支給対象となります。

岩手県までお問い合わせください

[移住後の要件]

- ①移住支援金対象求人に就業した方
- ②起業支援金の交付決定を受けて起業する方
- ③移住元の業務を引き続きテレワークする方
- ④内閣府の「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して専門人材として就業した方
- ⑤移住先の関係人口要件を満たす方

＼さらにcheck!／

2023年4月1日以降に移住した方は加算の対象となります（すべて併給可能）

申請者がU-25
(18歳~25歳) +5万円

申請者が
女性 +5万円

申請世帯に
子どもがいる
(18歳未満) +25万円

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。

よくあるご質問 Q&A



Q1 岩手県のどの市町村が対象ですか？

A 岩手県内の市町村であればすべて対象です。

Q2 申請のタイミングを教えてください

A 移住（転入）後 **1か月**以上 **1年以内**（移住支援金対象法人又は専門人材として就業した方は、就業後 **1か月**以上）に、岩手県定住推進・雇用労働室へ申請してください。
令和5年度の交付申請期限は2024年2月末日です。

Q3 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

A ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、等が要件です。

Q4 支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

A 移住前に移住先の地域や地域の人々に関わりがあり、移住先の市町村が強いつながりがあると認める方が対象となります。市町村によって要件は異なりますので、具体的な要件は岩手県公式サイト内の「移住支援金」ページをご覧ください。岩手県定住推進・雇用労働室にお問合せください。

Q5 「岩手県移住支援金」と重複受給はできますか？

A できません。